

「次世代育成支援対策推進法」及び
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき

「一般事業主行動計画」
「女性活躍推進法における情報」を公表致します。

「次世代育成支援対策推進法」及び 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく 一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～ 令和9年3月31日までの 3 年間
2. 内容

目標1：計画期間中に「育児休業」の取得状況を以下のとおりとする。
男性社員：1人以上、取得すること
女性社員：現状維持（取得率100%）

<対策>

- 令和6年5月 ①全社員に対して、行動計画の内容について周知する
令和6年8月 ②育児休業に関する措置について社内報・社内掲示板等を通じて、周知・啓発する
令和6年8月 ③男性社員も育児休業を取得できることについて社内報・社内掲示板等を通じて、周知・啓発する

目標2：全従業員を平均した法定外労働時間を各月20時間未満、年平均で10時間未満とする。

<対策>

- 令和7年4月 ①各部門責任者が当該部門の現状を把握し、個別調整を行うことを徹底する
令和8年4月 ②人員配置を見直し、組織体制を整えることにより、時間外労働の削減を図る

目標3：計画期間中に年間採用人数を男性と同程度にする。
男性社員：年間9人採用（3年間の平均11人）
女性社員：年間9人採用（3年間の平均7人）

<対策>

- 令和6年5月 ①採用サイトをリニューアルし、育児休業取得率などを公表する
令和6年9月 ②採用サイトや募集資料について、女性社員の意見を紹介する

女性活躍推進法における情報公開

(期間：2024年8月1日～2025年7月31日)

【男女の平均勤続年数の差異】

① 中途採用含む

男性	女性	差異
18.4年	14.2年	4.2年

【労働者の一月当たりの平均残業時間】

② *ABCを除いた労働者全体の平均残業時間

全体9.2時間（派遣社員は含めない）

【有給休暇取得率】

全体70.45%（派遣社員は含めない）

【男性・女性労働者の割合】

	男性	女性
係長級にある者に占める女性労働者の割合	66.7%	33.3%
管理職に占める女性労働者の割合	93.9%	6.1%
役員に占める女性の割合	100%	0%

【男女の賃金の差異】

正社員	76.0%
パート・有期社員	112.4%
全労働者	66.9%

【男性労働者の育児休業取得率】

100%